

令和4年度

第10回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年1月17日

湯沢市農業委員会

第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年1月17日(火) 午後 3時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後 3時06分

閉会 午後 4時09分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎(会長)

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

18名中18名出席  
(午後 3時06分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄  
班 長 井川 信博  
主 査 佐々木 真樹子

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案 第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案 第54号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案 第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案 第56号 湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 午後3時6分 委員総数18名中、ただいまの出席委員は  <u>18名</u>であります。  定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。  従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)  それでは、12番 姉崎 与志弘 委員、13番 佐々木 昇 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。  本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)  それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告1件、議案5件であります。  議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。  冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。  また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。  なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。  それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)  大野事務局長。</p>
議 長	<p>(会務報告、朗読説明)  会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)  それでは、只今の報告をご了承願います。</p>
議 長	<p>次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。  (井川班長、挙手)</p>

<p>議 長</p> <p>井川班長</p>	<p>井川班長。</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は 10 件で、面積は 61,384 m<sup>2</sup>であります。 解約事由は、借人の都合によるものが 5 件、貸人の都合によるものが 2 件、所有者の都合によるものが 2 件、第三者へ所有権移転するため 1 件、利用権設定するため 3 件となっております。</p> <p>次のページ、2 使用貸借契約合意解約通知は 5 件で面積が 67,928 m<sup>2</sup>となっております。解約事由は、第三者へ所有権移転するため 1 件、第三者へ利用権設定するため 3 件、貸人の都合によるものが 1 件でありました。</p> <p>次に 4 ページ、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は 5 件で、5 条所有権設定申請番号第 14 号～17 号が 12 月 14 日付けの第 9 回総会で承認をしております。また、5 条使用貸借権設定申請番号第 4 号については秋田県農業会議に諮問し許可相当の答申を受け、12 月 23 日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり) それでは、ご了承願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に議事に入らせていただきます。 議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 5 年 1 月 17 日提出。 議案書 6 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定は 2 件、面積が 10,271 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、申請番号 6 号が経営移譲年金の制限解除のための再設定で、申請番号 7 号が農業者年金受給継続のため解約により戻ってきた農地を後継者へ貸付するものであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、3 条使用貸借権設定について質疑を行います。何か質問はございませんか。  (質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第52号「農地法3条の規定による許可申請」使用貸借権設定については、申請のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に3条所有権移転について事務局より説明をお願いします。</p> <p>なお、議案書7ページ申請番号55号については2番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転「申請番号第55号」を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後3時12分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書7ページをご覧ください。所有権移転申請番号第55号は面積が530㎡で、申請事由は経営縮小によるものです。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。所有権移転申請番号第55号について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後3時14分)</p>
議 長	<p>引続き、議案第52号 議事参与制限以外の所有権移転について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
井川班長	<p>議案書7ページ申請番号第45号から9ページ申請番号第54号をご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は10件で、面積が9,206㎡であります。申請事由は、相手方の要望が5件、経営縮小が2件、農地の交換が2件、相続財産の処分が1件、農業廃止が1件となっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
3 番	申請番号第45号について、売買価格が他と比較して高価に感じるが理由はあるのか。
事 務 局	売買価格については双方の合意によるものなので、改めて確認していない。
13番	高速の側道に面した農地であり宅地に近い価格での売買となったのでは。
議 長	他に何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員挙手。議案第52号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 議案書11ページ整理番号第449号と450号については1番 高橋 忠雄 委員。第451号と452号が7番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは経営基盤強化促進法利用権設定 整理番号第449号と450号について審議いたしますので、1番 高橋 忠雄 委員の退席をお願いいたします。 (1番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後3時19分)
議 長	案件を事務局より説明をお願いします。 (井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第53号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。 令和5年1月17日提出。 議案書11ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定整理番号第449号と450号については賃借権の再設定で、面積は6,773㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定整理番号第449号と450号については、計画のとおり決定することといたします。
	それでは、退席者の高橋 忠雄 委員の着席をお願いいたします。
	(1 番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後 3 時21分)
議 長	次に、整理番号第451号と452号について審議いたしますので、7 番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。
	(7 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 3 時22分)
議 長	ここで暫時休憩といたします。
議 長	休憩を終了し議事を再開します。 (午後 3 時22分)
	それでは事務局より説明をお願いします。
	(井川班長、挙手)
	井川班長。
井川班長	議案書 11 ページ利用権設定整理番号第 451 号と 452 号については賃借権の新規設定であり、面積は 39,562 m <sup>2</sup> であります。賃料については総会資料の記載とおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
3 番	整理番号第 451 号と 452 号について、賃料の意味がよく分からない。どういう意味か。計算方法は？
事務局	第 451 号は大門下川原の 2 筆と三又南の 1 筆が 10 a 当り 10,000 円で、八面の 2 筆分が 10 a 当り 5,000 円で計算しており、全体の賃借料 108,075 円から 60,000 円分を米 360 kg (30 kg×12 袋) で精算するもの。また、第 452 号については全体額 245,210 円から米 50,000 円分(30 kg×10 袋)を差し引いたもの。
議 長	いずれにせよ双方が納得の上で契約に至っているので問題はないのだが、次回からはより解り易い説明ができるようお願いする。
議 長	他に質問はございませんか。



議長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定整理番号第 451 号と 452 号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (7 番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 3 時 29 分) ※ 併せて退席中の藤原 健 推進委員の着席も確認願います。
議長	ここで暫時休憩といたします。 (午後 3 時 29 分)
議長	休憩を終了し議事を再開します。 (午後 3 時 30 分) 次に、議案第 53 号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	最初に、議案書 13 ページ整理番号第 418 号と、16 ページ整理番号第 432 号について説明いたします。当該案件につきましては、いずれも賃借権の新規設定であり、推進委員 2 名に該当するものでありました。面積は 2 件で 13,999 m <sup>2</sup> であります。賃料等につきましては総会資料の記載とおりであります。 集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
議長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第 418 号及び整理番号第 432 号については計画のとおり決定することといたします。
議長	ここで、暫時休憩とします。 (退席された推進委員 2 名は改めて着席し傍聴を再開することを認めます。)
議長	休憩を終了し議事を再開します。 (午後 3 時 32 分) 次に、その他の利用権設定について事務局より説明をお願いします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書 12 ページから 20 ページをご覧ください。議事参与制限及び傍聴中の推進委員以外の利用権設定は 31 件で面積は 202,668.8 m <sup>2</sup> であります。内、賃借権

	<p>設定が30件で、内訳が経営縮小によるものが14件、再設定が16件であります。また、使用貸借権設定が1件で経営縮小によるものであります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第53号経営基盤強化促進法利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に経営基盤強化促進法所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書21ページから22ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転は4件で、面積は34,657㎡であります。申請事由は農業廃止によるものが1件、経営縮小によるものが1件、小作地開放によるものが2件で、売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。</p> <p>なお、議案書24ページ整理番号第284号から25ページ整理番号第289号については18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは農地中間管理事業 整理番号第284号から289号について審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後3時36分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>


	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」</p> <p>湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和5年1月17日提出。</p>
井川班長	<p>議案書24ページから25ページをご覧ください。</p> <p>利用集積計画整理番号（転貸人へ）が6件、面積は60,712㎡であります。貸付理由は経営縮小によるものとなっております。利用集積計画整理番号（転借人へ）は1件、経営拡張による借受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後3時38分)</p>
議 長	<p>次に、議案第54号 議事参与制限以外の利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書25ページ整理番号第281号から議案書26ページ整理番号第283号までの議事参与制限以外の利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議事参与制限以外の利用集積計画は、面積が26,716㎡であり、利用集積計画整理番号（転貸人へ）が3件、貸付理由は経営縮小によるものであります。また、利用集積計画整理番号（転借人へ）が3件で、経営拡張による借受けとなっております。賃料については総会資料記載のとおりで、すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>


議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第54号議事参与制限以外の農地利用集積計画について、計画のとおり決定することといたします。</p>
議長	<p>次に、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。</p> <p>令和5年1月17日提出。</p>
井川班長	<p>議案書29ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業(移転)の配分計画案は1件、面積は12,025㎡であります。</p> <p>田6筆の経営条件を引き継ぐもので、賃料については総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営縮小及び経営拡張であり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和5年1月31日となっております。</p>
議長	<p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>配分計画案について何かご質問ございませんか。</p>
議長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に、議案第56号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>

井川班長	<p>議案第56号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見について」湯沢農業振興地域整備計画(案)についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和5年1月17日提出。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。湯沢市の農業振興地域整備計画は平成19年度に計画整備して以来10年以上経過しており、国の「農地等の確保等に関する基本方針」及び「秋田県農業振興地域整備基本方針」の基本的な考え方に即し、付図等のデジタル化を含め、計画の全体的な見直しを行ったものであります。</p> <p>主な変更内容としては、振興地域への編入が6件で総面積が68,578㎡、振興地域からの除外が27件で総面積が54,102㎡となっております。変更箇所としては、議案書32ページ対図番号7番が「道の駅おがち小野の郷周辺整備事業」に伴うもの、8番から10番が非農地と判断されるもの、11番が公衆用道路、12番から34ページの34番までが携帯電話の中継施設用地として農振地域から除外となります。変更箇所における土地改良事業等の実施状況については、議案書34ページから35ページに記載のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで暫時休憩といたします。 (午後3時45分)</p>
	<p>休憩を終了し質疑を介ししてもよいか伺います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p>
議 長	<p>湯沢農業振興地域整備計画の変更について、何かご質問ございませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第56号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第56号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後4時9分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年1月17日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 12番 姉崎享志 

署名委員 13番 佐々木昇 